様式26別紙

**役員等（理事・理事長・代表業務執行理事・監事・評議員・会計監査人）変更届について**

**１ 概要**

次の場合には，遅滞なく群馬県知事に届け出ることが必要です。

|  |  |
| --- | --- |
|  事 項 |  備 考 |
| ○役員等（理事、理事長、代表業務執行理事、監事、評議員、会計監査人）が就任（又は重任）したとき | ・理事長・代表業務執行理事の就任（重任）と理事の就任（重任）と合わせて１件の届出としてください。・重複する添付資料がある場合は，当該資料の添付は１部で構いません。・選任区分を変更したときを含みます。 |
| ○役員等（理事、理事長、代表業務執行理事、監事、評議員、会計監査人）が退任したとき（辞任，死亡，解任，解職、任期満了を含みます。） | － |

（注）届出の際，下記を参考にしてください。

就任・・・理事、理事長、代表業務執行理事、監事、評議員、会計監査人（以下「役員等」とします。）が

その地位に就任する場合

重任・・・役員等が任期満了後，期間を空けずに再度続けてその地位に就任する場合

任期満了・・・役員等が任期満了により，その地位を退任する場合

辞任・・・役員等が任期中に自らその地位を退任する場合

解任・・・役員等が解任によりその地位を退任する場合

解職・・・理事長 又は 代表業務執行理事がその職を失ったとき（理事として在任を継続する場合）

死亡・・・役員等が死亡によりその地位を退任する場合

条項変更・・・寄附行為の変更に伴い選任条項にずれが生じた場合など

**※選任区分に変更が生じた場合には、就任（重任）の手続きが必要です。**

**２ 届出別の添付書類及び資料**

変更の内容により添付書類及び資料が異なります。各変更の届出に必要な書類及び資料は次のとおりです。



※1 選任区分に変更が生じる条項変更の場合には、就（重）任等の手続きが必要となります。

※2 理事に関する誓約書（様式例５－１）が必要です。個人別の誓約書は必要なく、理事長名にて誓約する１部で構いません。また、理事長、代表執行業務理事、理事の就（重）任に係る誓約書が重複する場合も１部で構いません。

※3 理事、監事、評議員、会計監査人の別で様式が異なります（様式５-１ ～ 様式５-４）。個人別の誓約書は必要なく、理事長名にて誓約する１部で構いません。

**（３）添付書類・資料及び留意事項**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出書・添付書類・資料 |  留 意 事 項 | 備 考 |
| １ 届出書 |  |  |
| ２ 新旧対照表 | ※様式例の記入例を参考にしてください。※理事（理事長 及び 代表業務執行理事を含む）、監事、評議員、会計監査人（以下、役員等）の別に様式が異なります。１　「理事長」「代表業務執行理事」については，理事の欄の両方に氏名を記入してください。２　「理事」「評議員」は選任条項の順に記入してください。３　「選任条項」欄は，寄附行為の「第○条第△項第□号」を「○－△－□」の ように記入してください。 ４　「年月日」欄は，「就任」等の年月日を記入してください。５　変更が無い役員等についても，必ず氏名，選任条項を記入してください。（「変更」欄と「年月日」欄は空欄)６　変更のあった全ての役員等について，「（備考）」にその詳細を記載してください。７　欠員が生じている場合には，欠員欄を設け，補充予定時期を欄外の「（備考）」に記入してください。 |  |
| ３ 就任承諾書 | １　任期の定めがある場合は任期を明記してください。２　就任前に承諾を得る必要があるので，日付は就任日以前（同日可）としてください。 |  |
| ４ 履歴書 | １　最新のものを添付してください（当該届出に係る就(重)任まで含めてください。）。日付は就任日以後（同日可）としてください。２ 現職（当該届出に係る就(重)任を含む）は必ず記入してください。３　当該法人に係る役職は，過去のものも漏れなく記入してください。現在、他の学校法人の役員等を兼務する場合，全て記入して下さい４　氏名にはふりがなを振ってください。 |  |
| ５ 誓約書 | ※役員等の別に様式が異なります。１　就任（重任）に係る役員等がいる場合に提出してください。２　個人別の誓約書は必要なく、理事長名にて誓約する１部で構いません。また、理事長、代表執行業務理事、理事の就（重）任に係る誓約書が重複する場合も１部で構いません。３　日付は就任日以後（同日可）としてください。 |  |
| ６ 寄附行為上の手続を経たことを証する書類 | 議事録は 謄本 又は 抄本 で構いません。例えば、以下の書類を添付してください。1. 理　事→ 理事選任機関の議事録（評議員会の意見聴収が

必要な場合は評議員会の議事録も必要） 等1. 理事長 及び 代表業務執行理事 → 理事会の議事録
2. 監　事→ 評議員会の議事録
3. 評議員→ 評議員会の議事録、選任根拠となる職等（副理事

長、事務局長、校友会長 等）に係る辞令　等【例５】会計監査人 → 評議員会の議事録 |  |
| ７ 辞任届 | 辞任前に届け出る必要があるため，日付は辞任日以前（同日可）としてください。 |  |
| ８ 登記事項証明書（登記簿謄本） | 「履歴事項証明書」を添付してください。※理事長 及び 代表業務執行理事に係る変更の場合に必要です。 | － |
| ９　現行の寄附行為 | 現行の寄附行為を添付してください。 | － |

（注）・届出書に必要な書類・資料は，この表の順に添付してください。

　　 ・すべての書類をPDFにし、**１つのPDFに結合して１ファイルにて提出してください。**

**（参考）よくある質問（役員等変更届）**

|  |  |
| --- | --- |
| Ｑ | Ａ |
| 就任日を過去に遡らせることはできますか？ | 就任日を過去に遡らせることはできません。就任日は必ず就任が承認された会議体の開催日以降としてください。 |
| 理事が理事長に就任（重任）した場合，理事長としての就任承諾書は必要ですか？ | 現に理事でない者が理事長に就（重）任した場合は，理事としての就任承諾書と理事長としての就任承諾書の両方が必要です。一方，現に理事である者がその任期中に理事長に就任した場合は，理事長としての就任承諾書のみ必要になります。 |
| 理事長が理事の職を重任した場合，理事長としての選任手続きをせずに引き続き理事長とすることはできますか？ | 理事としての任期が満了した場合，理事長の任期も満了していますので，理事長としての選任手続きが必要であり，引き続き同一人物が理事及び理事長の職を重任した場合，理事長としての重任の届出が必要です。 |
| 理事長以外の理事が退任，就任（重任）した場合，その都度理事長の選任を行う必要がありますか？ | 理事長が理事または理事長を退任しない限り，改めて理事長を選任する必要はありません。 |
| 理事長が重任した場合，登記をする必要はありますか？ | 原則として登記をする必要がありますが，管轄の法務局の判断に従ってください。ただし，登記をしない場合も，登記事項証明書（登記簿謄本）の提出は必要です。 |
| 評議員の選任根拠となる職等（副理事長、事務局長、校友会長等）がある評議員がその選任根拠となる職等として再任された場合，評議員して重任の届出をする必要はありますか？ | 評議員の選任根拠としての職等の任期が満了した場合，評議員の任期も満了していますので，評議員の重任の届出が必要です。 |

様式28

　　　(準)学校法人 役員（理事長・理事・監事）の就任退任届（１部提出）

|  |
| --- |
|  　　　 令和　　年　　月　　日　　群馬県知事　　　　　　あて 　　　 法人所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 学校法人○○学園 理事長名　　　　　　　　(準)学校法人 役員等変更届　下記のとおり、学校法人◯◯学園の役員（理事長・代表業務執行理事・理事・監事・評議員）を変更したので、私立学校法施行令第６条第２項の規定により、関係書類を添えて届けます。記１ 新旧対照表２ 就任承諾書４ 履歴書５ 役員等が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類（誓約書）６ 寄附行為上の手続を経たことを証する書類７ 辞任届８ 登記事項証明書９ 現行の寄附行為 |

　※提出書類等については、別紙「役員等変更届について」を御参照ください。



**記入例**





**記入例**





**記入例**



作成例

|  |
| --- |
| 就任承諾書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日 学校法人○○学園理事長　様 住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名　（記名又は署名）　学校法人○○学園の理事（理事長・代表業務執行理事・監事・評議員）に下記の任期で就任することを承諾します。〈任期〉令和○年○月○日　～　○年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで |

作成例

理事が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

|  |
| --- |
| 誓　約　書　各理事の資格及び理事の構成について、次に適合していることを制約します。　　一　私立学校法第31条第1項各号及び第2項に該当しない者であること　　二　監事又は評議員を兼ねる者でないこと　　三　理事のうちに、私立学校法第31条第4項各号に掲げる者が含まれていること　　四　理事のうちに、他の2人以上の理事、１人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと　　五　他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の3分の1を超えていないこと　　令和○年○月○日学校法人○○学園　　　　　　　　　　　　理事長　○○　○○（記名又は署名）　　　　 |

（注）

　・特別利害関係は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいう。

　・私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）附則第2条第2項に規定する経過措置期間中は、「2人以上の評議員」は「3人以上の評議員」と変更することが出来る。

作成例

監事が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

|  |
| --- |
| 誓　約　書　各監事の資格について、次に適合していいることを制約します。　　一　私立学校法第46条第1項各号に該当しない者であること　　二　評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないこと　　三　監事のうちに、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれないこと　　令和○年○月○日学校法人○○学園　　　　　　　　　　　　理事長　○○　○○（記名又は署名）　　　　 |

（注）

　・特別利害関係は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいう。

　・私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）附則第2条第2項に規定する経過措置期間中は、「2人以上の評議員」は「3人以上の評議員」と変更することが出来る。

作成例

評議員が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

|  |
| --- |
| 誓　約　書　各評議員の資格及び評議員の構成について、次に適合していることを誓約します。　　一　私立学校法第62条第1項各号及び第2項に該当しない者であること　　二　私立学校法第62条第3項各号に掲げる者が含まれていること　　三　評議員のうちに、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと　　四　私立学校法第62条第3項第1号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の3分の1を超えていないこと　　五　理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の2分の1を超えていないこと　　六　役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の6分の1を超えていないこと　　令和○年○月○日学校法人○○学園　　　　　　　　　　　　理事長　○○　○○（記名又は署名）　　　　 |

（注）

　・特別利害関係は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいう。

　・私立学校法第62条第3項第2号に掲げる者の該当がない場合は、「私立学校法第62条第3項各号」は「私立学校法第62条第3項第1号」と変更する事ができる。

　・私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）附則第2条第2項に規定する経過措置期間中は、「2人以上の評議員」は「3人以上の評議員」と変更することが出来る。

作成例

会計監査人が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

|  |
| --- |
| 誓　約　書　各会計監査人について、次に適合していることを制約します。　　一　私立学校法第81条第3項各号に該当しない者であること　　令和○年○月○日学校法人○○学園　　　　　　　　　　　　理事長　○○　○○（記名又は署名）　　　　 |

作成例

|  |
| --- |
| 辞　任　届 　 令和　　年　　月　　日 学校法人○○学園理事長　様 　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　（記名又は署名） 一身上の都合により、学校法人○○学園の理事（理事長・代表業務執行理事・監事・評議員・会計監査人）を令和○年○月○日付けで辞任したいのでお届けします。 |

(注１)　任期満了や死亡等により退任した者の辞任届は不要です。